**仕様書**

１　委託業務名

札幌市中央市税事務所・札幌市中央健康づくりセンター機械警備業務

２　対象施設、建物概要

⑴　対象施設

札幌市中央市税事務所・札幌市中央健康づくりセンター機械警備業務（以下、「当該庁舎」という）

⑵　建物概要

所在地：札幌市中央区南３条西11丁目

規模　：６階建て（地下１階・地上６階・塔屋２階）

構造　：鉄筋・鉄骨コンクリート造

延べ面積：8,738.46㎡（立駐900㎡含）

敷地面積：1,907.65㎡

３　履行期間

令和７年10月１日午後５時15分から令和12年10月１日午前８時45分まで

ただし、本業務は、地方自治法第234条の３に規定する長期継続契約によるため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減または減額があった場合には、契約を解除することがある。

４　業務の内容

⑴　当該庁舎内の一般電話回線システムによる機械警備を行い、警備時間中、受託者は管制担当者を定め、受託者の本部に設置される機器表示盤により契約物件の異常の有無を間断なく監視し、安全を確立するものとする。

⑵　受託者は、後記６に定める機械設備に関し、常時受託者の本部において正常作動を確認するとともに、毎月１回の保守点検を行わなければならない。万一、警報機器の故障により作動に異常を生じたときは、直ちに警備上の安全措置を講ずるものとする。

⑵　警備本部において、異常を感知した場合、または、火災を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、必要に応じて次の業務を行う。

ア　現場に応じた緊急措置

イ　委託者への連絡

ウ　基地局への連絡

エ　警察への通報及び現場検証の立ち会い

オ　消防への通報及び現場検証の立ち会い

⑶　警備装置が常に正常な機能を保持するよう定期的に点検等により管理するとともに、異常を発見した場合には、速やかに委託者に報告するものとする。

⑷　警備装置の発報時にあっては、警備業法第43条の規定により定めた「北海道機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則」に規定する時間を限度とし、現場に急行すること。

⑸　その他警備の遂行にあたって必要な事項で、委託者と受託者協議の上決定し、文書確認された事項を行う。

５　警備時間

⑴　午後５時15分から翌日午前８時45分までとする。ただし、月曜日が祝日の場合または年末年始（12月29日から１月３日まで）の場合は、午前８時45分から翌日午前８時45分までとする。

なお、上記機械警備開始時刻に、委託者が対象施設を使用している場合は、当該使用終了時（最終退庁者による警報機器の設定時）からとする。

また、受託者は、緊急対応が必要な事態の発生等に備え、緊急時の連絡体制を整備し、委託者に届け出ることとする。

⑵　電気錠の開閉ルールについては以下のとおりとする。

ア　正面玄関及び南３条通北側玄関

機械警備解除に連動して扉を開錠（開放）すること。

別添の図面に示す警備エリア１から９までのそれぞれにおいて最後に警備開始操作を行った者が警備開始操作を行うことで施錠されるものとすること。この場合、最後に警備操作を行った者が、自らが最後であることがわかるように通知する機能を持たせること。

イ　立体駐車場横の自動ドア

機械警備解除に連動して扉を開錠（開放）すること。

別添の図面に示す警備エリア３に関して警備開始操作を行うことで施錠されるものとすること。

６　登退庁時の職員の動き

⑴　最初の登庁者

①　南３条北側玄関で警備解除操作する。この時、警備解除操作する警備エリアを選択する。

（正面玄関は前記５⑵アの開錠時間まで開錠されない。）

②　電気錠及び電子錠以外の扉を手動で開錠する。

⑵　２人目以降の登庁者

①　南３条北側玄関は開錠されているため、そのまま入館する。ただし、警備解除操作されていない警備エリアへ入る場合は、先に南３条北側玄関で警備解除操作する。

（前期５⑵アの開錠時間が過ぎていれば正面玄関からも入館することが可能。）

②　開錠されていない扉については、手動で開錠する。

⑶　各警備エリアの最終退庁者（他の警備エリアが警備解除中）

①　所管の警備エリアの扉を手動で施錠する。

②　南３条北側玄関で警備開始操作する。この時、警備開始操作する警備エリアを選択する。

（正面玄関は前記５⑵アの施錠時間になり次第自動で施錠される。）

⑷　最終退庁者

①所管の警備エリアの扉を手動で施錠する。

②南３条北側玄関で警備開始操作する。

③自らが最終退庁者である旨通知される。

（正面玄関は前記５⑵アの施錠時間になり次第自動で施錠される。）

７　警備機器の設置

⑴　警備機器の機能は、次に掲げるものとする。ただし、火災、ガス漏れ、エレベータ設備の監視については、１階南３条通北側玄関横の管理室備付の監視設備を利用することができる。

なお、警戒区域及び時間は階ごとによって異なるため別添の図面を参考に対応可能な機器を設置すること。機械警備開始及び解除用のカード―キー等は200枚程度準備すること。また、警備機器の契約満了後の撤去については、別途委託者と受託者の間で協議することできるものとする。

ア　侵入者を感知する機能

別添の図面にて人感センサーで感知しなければならない範囲を明示しているが、これは最低限設置が必要なものであるため、明示されていない範囲においても、防犯上の観点から必要な数を設置しなければならないものとする。

また、設置に際し、人感センサー設置予定場所及び人感センサーの作動範囲等を委託者に提示し、委託者と協議のうえ設置場所を決定するものとする。

イ　センサーが感知した内容を表示する機能

ウ　機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能

エ　警備の開始、解除の操作を行う機能

オ　警備本部に異常等の信号を送信する機能

⑵　対象施設と警備本部間の通信回線は受託者が用意するものとし、また、停電時にも対応可能な予備回線（固定回線に限らない）の設置を行うこと。接続に係る手続き、費用は受託者が実施、負担するものとする。

⑶　本業務に係る対象施設と受託者受信装置間の通信回線使用料は、受託者が負担するものとする。

⑷　正面玄関の自動ドア（委託者が電気錠設置済みの自動ドアを用意するものとする。）に電気錠の時間制御装置等を取り付けること。電気錠の開閉時間は前記５⑵アのとおりとし、警備開始中は、施錠が優先されることとする。

⑸　１階南３条通北側玄関の自動ドア（委託者が電気錠設置済みの自動ドアを用意するものとする。）に電気錠と警報機セット機器との連動装置を取り付けること。

⑹　立体駐車場横の自動ドア（委託者が電気錠設置済みの自動ドアを用意するものとする。）に電気錠と警報機セット機器との連動装置を取り付けること。

⑺　１階南３条通北側玄関横の管理室の扉に電子錠（暗証番号式）を取り付けること。

なお、当該機器については、本件契約満了後の所有権の帰属について委託者と受託者の間で協議することができるものとする。

⑻　１階Ｃ階段扉に自動施錠錠（ホテルロック：内側から出るのは可能だが、外からは鍵で開けない限り入れないもの。）を取り付けること。

なお、当該機器については、本件契約満了後の所有権の帰属について委託者と受託者の間で協議することができるものとする。

⑼　警備エリアについて

各階に警備エリア１から９を設定している。警備エリアは、南３条通北側玄関にある警報機セット用機器を用いて、それぞれ独立して警備を開始または停止することができるものとする。また、警備開始後はエリア内の扉（１階においては窓も含む。）の出入りを中心に、エリア内全体を人感センサーで感知できるようにすること。

警備エリア１から９までに含まれていない場所については、警備エリア１から９までのすべてのエリアにつき機械警備が開始された後、別添の図面にて示している「人感センサー感知必須範囲」を含め、防犯上の観点から必要と考えられる範囲を人感センサーにて警備するものとする。

８　費用分担等

⑴　設置した警報機器の工事配線について、契約期間中、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。

⑵　委託者は契約期間中、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した機器、部品等をき損・紛失させた場合は、その実費を受託者に支払うものとする。

⑶　契約終了後、または中途解約時において、委託者の物件に設置された機器、部品等の撤去に伴う費用は、受託者の負担とする。

⑷　受託者が機器の設置、修繕または撤去に係る工事等に際し、委託者の物件に損害を与えた場合は、受託者の責任において原状に復さなければならない。

９　鍵の保管

本契約の目的のため、委託者が受託者に委託した鍵は、受託者の責任のもとに保管するものとする。

10　提出書類及び報告書

⑴　受託者は、警備業務実施にあたり、警備センサー等の機器設置場所を記載した警備業務実施計画書を作成し、業務開始前までに委託者に提出するものとする。なお、警備業務実施計画書に変更があった場合は速やかに変更内容を確認できる書面を提出すること。

⑵　受託者は、毎月警備業務を終了したときは、各日の警備センサーの作動開始時間、解除時間、特記事項等を記入した報告書及び完了届を書面にて委託者に提出し、確認を受けること。

⑶　毎日の業務内容等を、毎月の報告書により委託者に提出すること。

⑷　契約物件に異常事態が発生し、緊急要員を急行させた場合は、当該庁舎管理者に速やかに報告し、必要に応じ指示を受けるものとし、その後文書をもって委託者に報告すること。

11　従業員の具備条件

業務の性質上、警備員の履歴については十分に留意すること。

12　環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

13　その他

⑴　受託者は警備業法等、その他法令の定めるところにより誠実に業務を行うこと。

⑵　業務の遂行に当っては、委託者と連絡を密にし、事故等が発生した場合は、受託者は必ず委託者に報告し指示を受けること。

⑶　この仕様書に定めのない事項は、委託者と協議のうえ実施するものとする。

14　本件に係る問い合わせ先

　　札幌市中央市税事務所納税課　担当　岸本・廣川

〒060-8572　札幌市中央区南３条西11丁目札幌市中央市税事務所庁舎

　　電話：011-596-9012　ＦＡＸ：011-596-8563